議案第２２号

所沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

所沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和２年　２月１９日提出

所沢市長　藤　本　正　人

提案理由

児童福祉法の一部改正等に伴い、所要の改正を行うため、本案を提案するものである。

所沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

所沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第４３号）の一部を次のように改正する。

第２４条第２項第２号中「第３４条の２０第１項第４号」を「第３４条の２０第１項第３号」に改める。

第４４条第５号中「、遊戯室又は屋外遊戯場」を「又は遊戯室の面積は前号の幼児１人につき１．９８平方メートル以上、屋外遊戯場」に、「、前号」を「同号」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。